

1-2. 令和3年度に推計対象としなかった排出源

推計していない排出源	推計していない主な理由						備考
	化学物質の種類が不明	全国使用量等が不明	環境への排出率が不明	使用する分野(業種等)が不明	排出係数が不明	活動量等が不明	
対象業種のすそ切り以下(推計していないもの)		○	○				データ数が少なく推計困難
循環水に使用される殺藻剤			○				
非農耕地における農薬に該当しない除草剤	○	○		○			使用量はゼロ又は量的に小さい
肥料		○					物質別の含有率等について情報収集中
塗料中の顔料・可塑剤(塗装ロス以外)			○				長期的に微量のものが排出される状況が不明
接着剤中の可塑剤			○				長期的に微量のものが排出される状況が不明
塗料・接着剤等における含有率が1%未満の物質	○	○	○				接着剤の一部物質は推計している
化粧品	○	○					界面活性剤は推計している
動物用医薬品	○	○	○				畜舎等に散布する殺虫剤等は推計している
家庭用医薬品	○	○	○				
洗剤(2-アミノエタノール、エチレンジアミン四酢酸以外)		○					
香料	○	○		○			物質別の使用量等について情報収集中
たばこの煙(推計した9物質以外)					○		
可塑剤			○				塗装ロスによる排出など、ごく一部のみ推計している
難燃剤			○				
銃弾(防衛関係)		○	○				
銃弾(狩猟用)			○				
港湾区域の外を航行する外航船の排気ガス						○	
河川、湖等を航行する動力船の排気ガス						○	
船底塗料の溶出	○	○	○				
写真用・薬剤散布用等の航空機の排気ガス					○	○	
ヘリコプターの排気ガス					○	○	
自衛隊の車両・航空機等の排気ガス					○	○	
海上保安庁の船舶等の排気ガス(港湾区域以外)					○	○	
水道(クロロホルムなどトリハロメタンに該当する3物質以外)					○	○	
家庭用石油ストーブ等の燃焼機器の排気ガス					○	○	
廃棄物処理施設からの排出	○	○	○				一部の産業廃棄物焼却施設からの排出は推計している
石油製品等に含まれる重金属類の排出	○		○				石炭火力発電所からの排出は推計している
自動車タイヤ・電線等の摩耗による排出	○		○				鉄道車両由来の石綿は推計している

【資料】	推計対象/算出事項	(1)対象業種		(2)非対象業種		(3)家庭		(4)移動体	
参考1	すそ切り以下事業者※	○							
参考2	農薬	○	検疫用くん蒸剤	○	農業、林業、ゴルフ場等	○	家庭用		
参考3	殺虫剤			○	防疫用、シロアリ	○	家庭用、不快害虫用、シロアリ		
参考4	接着剤			○	建築用、土木用(合板からの二次排出を含む)	○	家庭用(木工製品からの二次排出を含む)		
参考5	塗料			○	建築用、土木用	○	家庭用		
参考6	漁網防汚剤			○	漁業、水産養殖				
参考7	洗浄剤・化粧品等(界面活性剤、中和剤等)			○	業務用、農業	○	家庭用		
参考8	防虫剤・消臭剤					○	家庭用		
参考9	汎用エンジン			○					
参考10	たばこの煙					○	(ダイオキシン類は除く)		
参考11	自動車							○	ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器
参考12	二輪車							○	ホットスタート、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス
参考13	特殊自動車							○	建設機械、農業機械、産業機械
参考14	船舶							○	貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート
参考15	鉄道車両							○	エンジン、ブレーキ等の摩耗
参考16	航空機							○	エンジン、補助動力装置
参考17	水道	○		○		○			
参考18	オゾン層破壊物質	○	洗濯業等	○	業務用(冷蔵庫等)	○	家庭用(冷蔵庫等)	○	カーエアコン
参考19	ダイオキシン類	○	小規模事業者が有する廃棄物焼却炉等	○	非対象業種の事業者の廃棄物焼却炉等、火葬場	○	たばこの煙	○	自動車排出ガス
参考20	製品の使用に伴う低含有率物質	○	電気業等						
参考21	下水処理施設	○							
参考22	一般廃棄物処理施設	○	焼却施設、最終処分場						
参考23	産業廃棄物焼却施設	○							